給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第13号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前												改正後														
表第1(第2条関係)											別表第1 (第2条関係)															
∜ □	織	区分											織	区 分												
补 丘		1	種	2	種	3	種	4	種	5 租	6	種	和上	和以	1	種	2	種	3	種	4	種	5	種	6	種
知		[略]										知		[略]												
事	広		[略]					[#	[李]				事	広		[略]					[略	.]	平泉	世		
の	域							消队	方学				の	域							消防	学	界遺	産		
事	振							校長	Ž				事	振							校長		ガイ	ダ		
務	興												務	興							平泉	世	ンス	セ		
部	局												部	局							界遺	産	ンタ	_		
局	以												局	以							ガイ	ダ	副所	長		
	外									保健剤	ŕ			外							ンス	セ	保健	所		
	の									次長	(の							ンタ	_	次長	(
	出									奥州は	-			出							所長		奥州	に		
	先							食肉	南衛	限る。				先							食肉	衛	限る	0		
	機							生核	查)				機							生検	查)			
	関							所副	削所	[略]				関							所副	所	[略]		
								長													長					
								[略	[李]												[略	.]				
[略]											[略]															
[略]											[昭]	 []														

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。